

「(仮称)無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」(報告)

令和元年12月3日公表
八王子市生活福祉総務課

この度は、市民の皆様から御意見をいただき、まことにありがとうございました。
つきましては、いただいた御意見と、これに対する市の考え方を下記のとおり公表いたします。

記

1 パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間 令和元年(2019年)11月1日(金曜日)から令和元年(2019年)11月29日(金曜日)まで
- (2) 提出できる方 八王子市内在住・在勤・在学の方、又は市内に事務所・事業所を有する法人や団体
- (3) 閲覧場所 市政資料室、生活福祉総務課、市民部事務所、市民センター、図書館、市のホームページなど

2 意見の集計結果

- (1) 提出者数 個人 1人(意見の件数は6件) 団体 0件
- (2) 提出方法 ファックス 1件

3. いただいたご意見と市の考え方

No.	分野	御意見	市の考え方
1	居住環境の整備について	『居室は個室とし、面積は 7.43 m ² 以上（約 4 畳半）』とする。（既存の施設については 4.95 m ² 以上（約 3 畳）とする』とあります。既存の施設において、大規模改修等をせずに居室を 4 畳半以上に近づける可能性がある場合でも、現状維持を認めるかのように受け取れます。居室をより広くする努力を求めることはしないのでしょうか。	本条例で設定するのは最低基準であり、この基準以上に設置することを規定したものです。
2		『相部屋や簡易個室は 2023 年 3 月の間に解消する』とあります。「住まいは基本的人権」とあるという考え方からも、プライバシーの観点からも、火災等からの避難等の点でも、猶予期間の短縮を図るべきではないかと考えます。	新たな最低基準の円滑な施行のためには、経過措置を設ける必要があり、省令を参考に期間は 3 年間で適当と考えています。
3	防火・防災対策について	他市で、小規模高齢者施設や無届け施設等での火災により、多くの人命が失われてきたことを考えると、条例で『消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める』とし、省令よりも防火に注意喚起した点が良いと思いました。また、今般の台風被害のことを考えると、ハザードマップ等を掲示し、利用者に周知する義務を加えるとより良くなると思います。	火災だけではなく、災害全般に備える必要があるため、省令第 8 条の「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける」としています。ハザードマップの掲示等につきましては、同条に規定されている「非常災害に対する具体的計画」の中に盛り込むよう指導していきます。
4		防火設備の整備状況、避難訓練実施の有無について、チェックする体制を取るのででしょうか。	市が実施する指導検査で、防火設備・非常訓練等について確認をしています。
5	長期入居の防止・居宅生活移行について	『基本的には一時的な居住の場である～』の「基本的には」があることで、実際には、長期入居になるのではと懸念します。どのような場合、長期入居になると想定し、対応を考えているのでしょうか。	無料低額宿泊所は居宅移行のための一時通過施設であるため、長期入所は想定しておりませんが、様々な事情により継続を検討する場合は、施設から入居者の意向を確認するとともに福祉事務所及び関係機関と協議を行います。
6		『一般住宅で独立して日常生活を送ることが可能かどうか』とあります。宿泊所が「可能」ではないと判断しても、利用者が意向を「希望」した場合は、利用者の自己決定権が尊重されるべきではないのでしょうか。	本人の意向を優先し、入居者が解約を申し入れたときは速やかに当該契約を終了いたします。
7	その他	「厚生労働省令第三十四号」の添付、市内に 7 つの施設があることの情報提供は適切であったと考えます。参考になりました。ありがとうございました。	